

# 更新提出書類の早見表

## 更新に必要な書類

申請必要書類		更新申請 (法人)	更新申請 (個人)
企業団様式	1-1. 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○
	2-1. 機械器具調書(別表)	○	○
	3-1. 誓約書(様式第2)	○	○
	6-1. 確認4項目【様式】	○	○
添付書類	履歴事項全部証明書 ※コピー不可	○	
	定款の写し	○	
	住民票 ※コピー不可		○
	主任技術者免状 又は 主任技術者証の写し	○	○
	事業所の位置図	○	○
	交付している既存の指定給水装置工事事業者証	○	○
	申請書類に関する連絡先(担当者がわかる名刺でも可) ※様式は任意	○	○

企業団に申請している情報に変更がある場合は、下記の**追加書類**が必要です。  
同封している **現在事項** と照らし合わせたくうえで、必要に応じてご提出ください。

申請必要書類		変更の内容
企業団様式	4-1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	事業所ごとに選任されている主任技術者を変更する場合
	8-1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	下記の項目に変更がある場合 ・氏名又は名称(法人) ・氏名又は名称(個人) ・法人の代表者 ・住所(法人) ・住所(個人) ・法人の役員氏名 ・事業所の名称・所在地 ・事業所の追加
	9-1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)	事業を廃止・休止・再開する場合
	5-1. 誓約書(個人情報閲覧用) ※代表者の押印必要	窓口での個人情報閲覧者を変更する場合

※ 様式はすべて香川県広域水道企業団ホームページからダウンロードし、A4サイズで印刷後、ご記入ください。インターネットを利用できる環境がなく、様式を入手できない場合は本部工務課または最寄りのブロック統括センター担当課(連絡先裏面記載)までご相談ください。

企業団トップページ > 事業者の方へ > 給水装置工事 > 指定給水装置工事事業者  
指定給水装置工事事業者の更新について  
<https://union.suido-kagawa.lg.jp/soshiki/52/11495.html>

## お問い合わせ先

本部	工務課	087-826-6118
----	-----	--------------

センター名	管轄区域	担当課	お問い合わせ先
高松ブロック統括センター	高松市・三木町・綾川町	給水課	087-839-2718
中讃ブロック統括センター	丸亀市・坂出市・善通寺市・宇多津町 琴平町・多度津町・まんのう町	給水課	0877-98-1106
西讃ブロック統括センター	観音寺市・三豊市	工務課	0875-25-5241
東讃ブロック統括センター	さぬき市・東かがわ市	工務課	0879-23-7073
小豆ブロック統括センター	土庄町・小豆島町	工務課	0879-75-1402

対応時間：平日8：30～12：00 及び 13：00～17：00